

(3) 熊本城周辺地域の景観形成基準（重点地域） 約 550ha

熊本城周辺地域では、ランドマークとしての熊本城への眺望、熊本城からの眺望、市街地と熊本城との間のゆとりある眺望を保全するため、熊本城を望む視点場及び天守閣からの眺望に配慮した景観形成基準を定めます。

①対象地域及び視点場

- ・対象地域と視点場を下図に示します。
- ・熊本城周辺地域は、地域の特性を踏まえた眺望確保のため、熊本城特別地区、京町台地地区、一般地区に区分します。

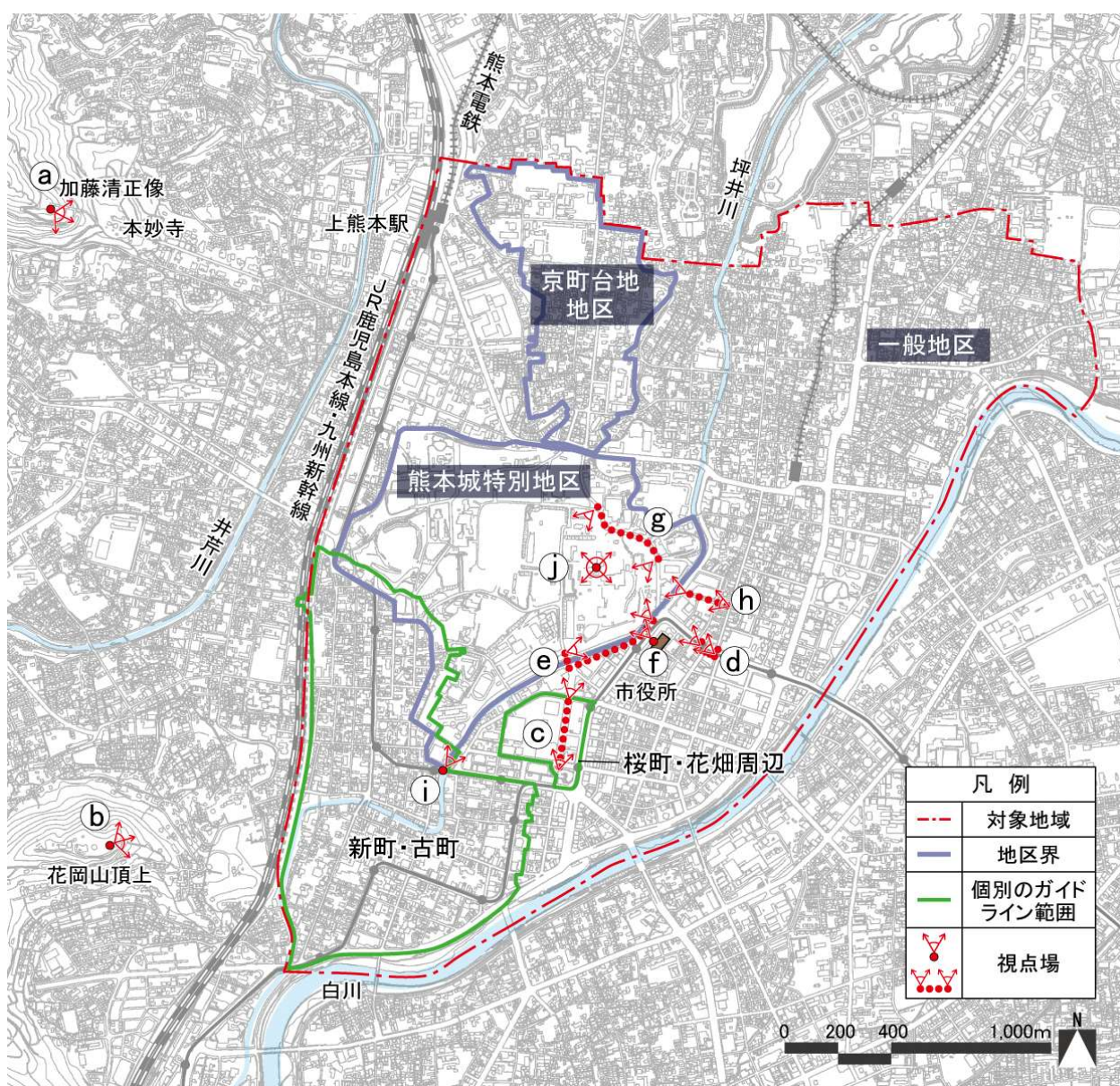


図 3-5 対象地域及び視点場

②景観形成基準

(特別史跡熊本城跡内の建造物については、熊本城周辺地域の景観形成基準は適用しません)

項目		基準								
基本事項		・視点場からの眺望の保全・向上に努め、必要に応じて景観シミュレーション※¹を作成し、景観影響を確認すること。 ・本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（第2章第2節 P30～P41）の内容を確認すること。 ・新町・古町においては、「新町・古町地区の城下町の風情を感じられる町並みづくりガイドライン」（P153）、桜町・花畑周辺においては、「桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画 第6章デザインガイドライン」（P153）を参考とし、地域景観を阻害しないよう配慮すること。								
建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	位置・高さ	・建築物等の位置を道路境界から後退させること等によって、可能な限り熊本城の石垣と緑への眺望、ゆとりある歩行者空間の確保に努めること。 ・建築物等の高さは、ランドマークとしての熊本城への眺望及び熊本城天守閣からの眺望を保全するために、以下のとおりとする。 ■熊本城特別地区 ・海拔 50m を超えないこと。 ■京町台地地区 ・海拔 63m を超えないこと。 ■一般地区 ・海拔 55m を超えないこと。  ・ただし、熊本城特別地区を除き、都市計画法に基づく高度利用地区等※²に指定予定の地区における建築物等は、市長が熊本市景観審議会の意見を聴き良好な景観形成に支障がないと認めた範囲内において、景観形成基準に定められた高さを超えることができる。 ※2 以下の制度等をいう。 <table><tr><td>高度利用地区</td><td>都市計画法による地域地区 再開発等による具体の計画が決まっている地域を指定。</td></tr><tr><td>高度利用型地区計画</td><td>都市計画法による地区計画 主に街区単位での面的な整備を行う際に指定。</td></tr><tr><td>総合設計制度</td><td>建築基準法による許可制度 単独の敷地において公共貢献に応じて容積率や斜線制限の緩和を受ける。</td></tr><tr><td>総合設計制度同等</td><td>上記の総合設計制度と同等の公共貢献を行う。 容積率や斜線制限等の緩和は受けないが、空地の確保等の公共貢献を実施。</td></tr></table>	高度利用地区	都市計画法による地域地区 再開発等による具体の計画が決まっている地域を指定。	高度利用型地区計画	都市計画法による地区計画 主に街区単位での面的な整備を行う際に指定。	総合設計制度	建築基準法による許可制度 単独の敷地において公共貢献に応じて容積率や斜線制限の緩和を受ける。	総合設計制度同等	上記の総合設計制度と同等の公共貢献を行う。 容積率や斜線制限等の緩和は受けないが、空地の確保等の公共貢献を実施。
	高度利用地区	都市計画法による地域地区 再開発等による具体の計画が決まっている地域を指定。								
	高度利用型地区計画	都市計画法による地区計画 主に街区単位での面的な整備を行う際に指定。								
	総合設計制度	建築基準法による許可制度 単独の敷地において公共貢献に応じて容積率や斜線制限の緩和を受ける。								
	総合設計制度同等	上記の総合設計制度と同等の公共貢献を行う。 容積率や斜線制限等の緩和は受けないが、空地の確保等の公共貢献を実施。								
形態	・建築物等は、地域の雰囲気や損なわない、全体を統一感のある形態意匠となるように配慮すること。 ・周囲のまち並みや山並みに調和するスカイラインの形成、屋外に設置される設備類の建築物全体との一体化等により、天守閣からの眺望に配慮したデザインとすること。									
色彩・材料	・「地域で推奨する色彩」及び「使用できない色彩」は、下表のとおりとする。 ・樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気や損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。 ・ただし、「地域で推奨する色彩」以外を使用する場合は、景観シミュレーションを作成し、事前協議すること。 ・対比効果の大きい色彩（色相・明度・彩度）の組合せは避けるように努めること。									

※1 現況写真をもとに計画建物等の完成予想図を合成し、実際に建設した様子に近い景観を観察し、その景観上からの影響を評価するもの

「地域で推奨する色彩」

(マンセル値)

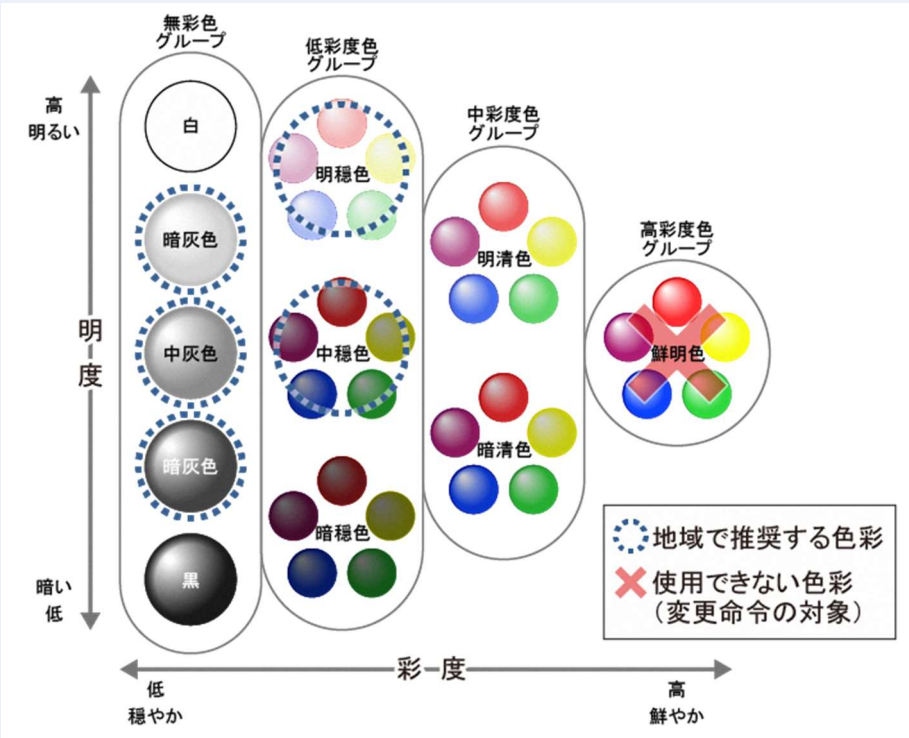
	色相	明度	彩度
明灰色	N	8 以上 9 以下	—
中灰色	N	6 以上 8 以下	—
暗灰色	N	3 以上 6 以下	—
明穏色	R・YR・Y 系	8 以上 10 以下	3 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下
中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		1 以下

熊本城特別地区内で、背景が樹木の緑となる場合は、明度 3 以上 7 以下とする。

「使用できない色彩」 変更命令の対象

(マンセル値)

	色相	明度	彩度
鮮明色	R・YR 系	全域	6 を超える
	Y 系		4 を超える
	GY・G・BG・B・PB・P・RP 系		2 を超える



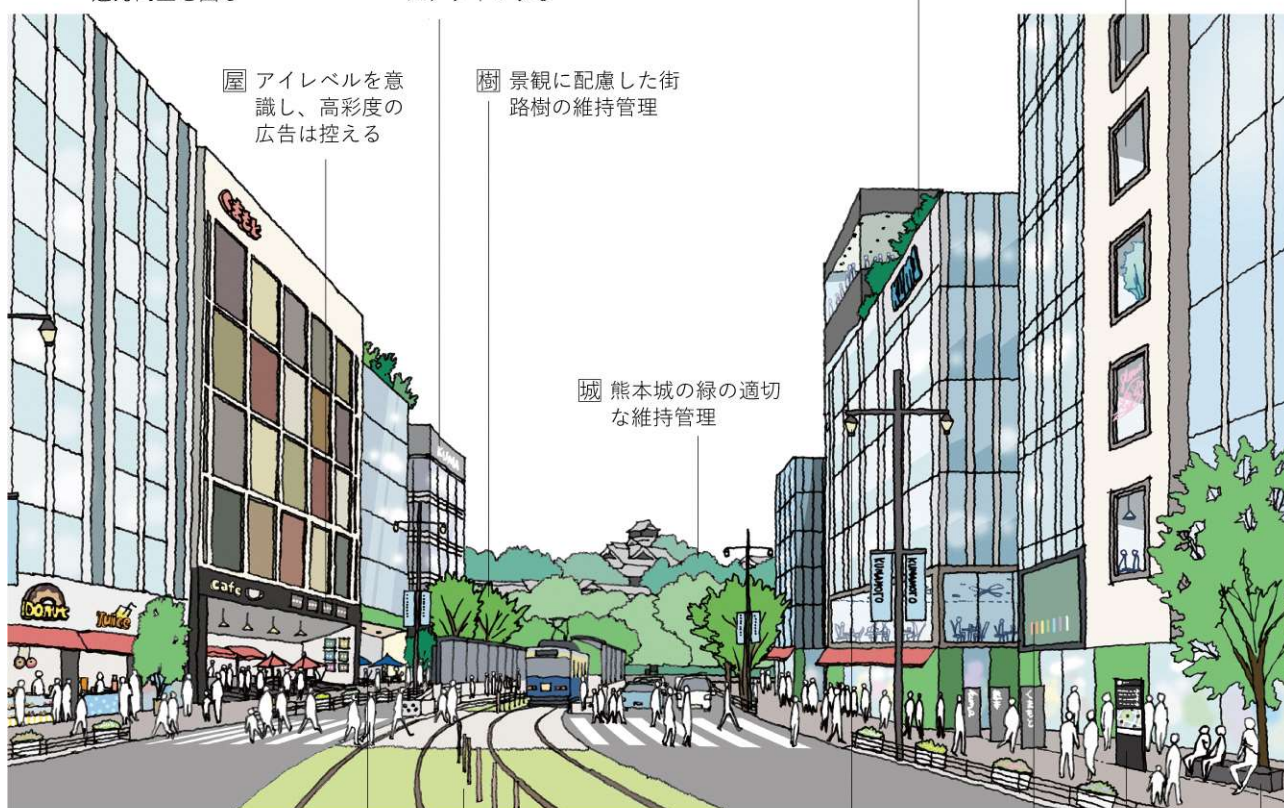
敷地の緑化

- ・屋上緑化、壁面緑化などを活用し、眺望景観にも配慮しながら積極的に緑化を図ること。
- ・大木、古木は、可能な限り保存を図ること。

- 凡 例
- 景：熊本市景観計画
 - 屋：熊本市屋外広告物ガイドライン
 - 光：熊本市光のマスタープラン
 - P：まちなか再生プロジェクト
 - 緑：熊本市緑の基本計画
 - 公：熊本市公共サインガイドライン
 - 樹：熊本市域街路樹再生計画
 - 城：熊本城みどり保存管理計画

- 景 設備類の建築物全体との一体化等により、天守閣からの眺望に配慮する
- 景 熊本城天守閣への眺望を遮る屋外広告物は掲出しないう努める
- 景 眺望範囲内の公共施設（道路、市電軌道、街路樹等）は景観形成に先導的な取組を実施する
- 景 建物の色等は地域で推奨する色彩を使用する
- 屋 熊本城のライトアップを際立たせるため高位置・高輝度の電照広告等は控える

- 景 スカイラインをそろえ、まち並みの魅力向上を図る
- 景 建築物と屋外広告物の形態、大きさを一体的にデザインする
- 緑 屋上、壁面の積極的な緑化
- 屋 窓面をふさがず建物全体を美しく



- 景 後退により熊本城への眺望、ゆとりある歩行者空間を確保する
- P 耐震性、防火性等を向上させ、有効な空地を生み出すことで災害時の避難・活動空間を確保する
- P 快適な歩行空間や熊本城を望む景観の確保に向けて公開空地の整備を促進する
- 緑 市電軌道敷の緑化推進により景観ネットワークを拡充する
- 光 街灯や建築物の光はグレアを抑制し、景観スケールに対応した色温度を心がける
- 屋 デジタルサイネージ等の新技術の適切な活用
- 公 ガイドラインに基づく意匠・設置場所とする

図 3-6 景観形成基準等に基づくまち並み将来像イメージ

※このイラストは、あくまで将来の景観誘導等による眺望全体のイメージを共有するためのものです